

案件名称	2025年日本国際博覧会 来場者輸送に係る交通運営本部体制運営業務委託
------	-------------------------------------

2023年12月12日回答

質問項目	質問内容	回答内容
公募要領 審査基準	全国的な運転手不足の中での確保 輪旋となる為、様々な可能性を様々な考え募集をおこなっても集まらなかった際には、減額等の罰則があるのか。	罰則等はありません。様々な可能性を考慮した提案をいただくと幸いです。
応募書類	応募書類 2-1 に記載の「積算内訳（様式 2-2）を別途添付してください」とありますが、様式 2-2 はどちらに掲載されていますでしょうか？書式自由ということでしょうか？	応募書類に様式を追加しておりますので、こちらをご活用ください。
仕様書 2. 業務概要・目的	公益社団法人2025年日本国際博覧会協会（以下、「協会」という。）は、2025年日本国際博覧会（以下、「万博」という。）開催期間中における来場者の安全かつ円滑な輸送を実現するための具体的な方針として、2023年5月に「大阪・関西万博来場者輸送具体方針（アクションプラン）第2版」を公表し、鉄道や駅シャトルバス等の公共交通機関、自家用車から乗換えたパーク&ライドシャトルバスなどを会場への主要な交通ルートを示した。 →本委託業務についてはAP第3版ではなく第2版の内容に沿って業務を行うことか →各業務内容における協会と受託者の業務範囲、責任を明確化したい	第3版の内容に沿ってください。 ・「1. 夢洲第1・第2交通ターミナルの運営」、「2. 桜島駅（スターミナル）の運営」は、協会が設置する交通運営本部の業務の一部であり、専門的な経験と知見を有する事業者による業務を委託するものです。このため、受託者の責任のもと業務を行っていただきます。ただし、バスの運行管理や来場者の警備誘導等、他の業務の責によるものはその限りではありません。なお、「3. 鉄道・道路の交通情報の取得、発信等」、「4. 警備誘導及び施設管理に係る運営業務計画等の策定」は、受託者は協会職員の指示に基づき業務を遂行していただきます。
仕様書 2. 業務概要・目的	本業務は、会場に隣接して整備する夢洲第1・第2交通ターミナル等における各種交通モードに対応した効率的な運営並びに鉄道・道路等の交通情報の取得、発信等を行うことにより、安全かつ円滑な輸送を実現することを目的とする。 →夢洲第1、第2交通ターミナル等の“等”にはどこが含まれるのか 別紙1では万博会場広域が図示	交通本部に加えて、別紙1に記載の「夢洲第2交通ターミナル」「船着き場」「桜島駅（スターミナル）」に設置される箇所があります。
仕様書 3. 総則	(4) 受託者は作業中に生じた諸事故に対してその責任を負い、事故が発生したり、損害賠償の要求があったりしても、協会はその責任を負わないものとし、受託者において処理すること。 →具体的にどのような諸事故を想定し協会は責任を負わないものとし、受託者において処理するとしているか	具体的な諸事故は想定しておりませんが、本業務の責任の範囲は、協会と連携して安全円滑な輸送（車両・来場者とも）を実現するべく、関係する事業者、警察等の関係先と適切に連絡・調整を行うことであり、バスの運行や警備誘導など、関係する事業者の責により発生した諸事故に対しては責任は負いません。
仕様書 3. 総則	「受託者は作業中に生じた諸事故に対してその責任を負い、事故が発生したり、損害賠償の要求があったりしても、協会はその責任を負わないものとし、受託者において処理すること」とありますが、運営本部における業務に関して、主催者との連携による判断事項が数多く発生すると想定されます。加えて各分野の受託者の課題や問題が発生するといった場合もあろうかと考えます。博覧会協会様が考える上記に記載されている本業務における責任の範囲をご教示ください。	交通運営本部機能の一部である仕様書記載の各ターミナルの運営については、安全円滑な輸送（車両・来場者とも）を実現するべく、受託事業者の責任のもと、関係する交通事業者やその他業務の受託者、警察等の関係先と適切に連絡・調整を行っていただきます。ただし、バスの運行管理や警備誘導に関すること等、その他の業務に起因する責についてはその限りではありません。
仕様書 5. 履行場所	交通運営本部（夢洲第1交通ターミナル内に設置予定）等 →具体的にどの場所の運営を指すのか	夢洲第1・第2交通ターミナル、桜島駅（スターミナル）、船着き場を指します。
仕様書 5. 履行場所	履行場所は、「交通運営本部等」とあります。会期中における本業務は、交通本部において調整業務を実施するという理解でよろしいでしょうか？「等」と記載している理由をご教示ください。第一ターミナルの運営本部以外で、会期中に業務にあたる場所の想定がありましたら例示ください。	交通本部に加えて、別紙1に記載の「夢洲第2交通ターミナル」「船着き場」「桜島駅（スターミナル）」に設置される箇所があります。
仕様書 7. 業務内容 1. 夢洲第1、第2交通ターミナルの運営 (1) 万博会期中の運営	→夢洲第1・第2交通ターミナルお客様案内、バス誘導員等スタッフは別に公募する予定なのか →万博期間中の運営の“運営”の具体的な業務はなにか →かへらの業務内容としてどのようなことを想定しているのか、契約済の事業者があれば事業者名の開示は可能か →本業務において、ハード整備は含まないものとの認識でよいのか →別紙3では※運行事業者（7社）と記載されているが、各社から社員等を派遣するという意味か、7人/日（早番、遅番）に必ず常駐させる必要があるのか、7人の位置づけはどうなるのか、事業者の立場での配置なのか。 →別紙1で船着き場が図示されているが船利用のバスは記載の交通モード対象外でよいのか →「安全かつ円滑」に損なわれるようなケースになった場合は受託事業者の責という理解でいいか →（共通）「連絡調整」は具体的にどのような行為を想定しているのか →（共通）別紙3に記載の人数はポスト数なのか？想定根拠があればお示しいただきたい →（共通）各箇所での警備員の人数はそれぞれ何名を想定しているのか	・すでに公募済です ・具体的な運営業務は、仕様書記載の各計画を策定し、それに基づき、協会と連携して安全円滑な輸送（車両・来場者とも）を実現するべく、関係する事業者や受託者、警察等の関係先と適切に連絡・調整を行うこととなります。 ・運営業務を行う上で連携が必要と思われるものを記載しております。契約済の事業者名等は協会ホームページをご確認ください。 ・ハード整備は想定しておりません。 ・各社からの派遣ではなく、各社との連絡調整要員です。適時適切に連携するために必要と想定しておりますが、過不足等を考慮して適切な配置人数にて提案ください。 ・船シャトルバスは、舞洲万博P&Rシャトルバスの活用を想定しており、対象の交通モードとなります。 ・その理解で間違いありません。 ・常時、緊急時問わず、関係する事業者等への連絡（電話やメール等）、事業者等に対し発着や施設利用にあつてのルールの周知、運行ダイヤの変更等、ターミナルの運用に関すること全般の調整を想定しています。 ・記載の人数は延べ人数になります。その人数は別紙3に記載の業務内容や場所を考慮して算出しております。 ・警備員は別途公募済で、今後詳細を決定していく予定です。
ア. 拠点駅（10拠点）からの駅シャトルバス イ. 万博 P&R 駐車場からのシャトルバス ウ. 団体バス エ. 空港直行バス及び中長距離直行バス オ. タクシー	堺、尼崎P&Rはシャトルバスの運行事業者が策定した輸送実施計画があるかと思えます。これを踏まえた、「交通本部との連携計画」の策定が本業務のスクープという理解であっておりますか？ その場合、各運行受託事業者の輸送実施計画の策定は、24年9月末に本業務での策定が完了できるスケジュール及び、「7. 1（3）関係者の行動マニュアル」が24年12月に策定完了できるスケジュールとなります。全体スケジュールについてご教示ください。 また、舞洲については、公募要領が協会HPに記載されていませんが、輸送実施計画の策定等、堺・尼崎と同様の業務が準備されており、それらの計画を踏まえた本業務の運営業務計画・行動マニュアルの策定という理解で間違いはないでしょうか。	堺、尼崎P&Rシャトルバスだけでなく、夢洲第1交通ターミナル、夢洲第2ターミナルを利用するすべての交通モードに対して、安全円滑に利用できる計画の策定が本業務のスクープとなります。 全体スケジュールとしては、まずは、博覧会協会が提供する夢洲交通ターミナルに発着する各交通モードの時間帯別の運行頻度等の前提条件に基づき、基本計画を策定いただきます。その後、各運行受託事業者の輸送実施計画が確定される流れとなります。 なお、舞洲P&Rバスの運行業務についても、事業者と契約済です。
(2) 運営業務計画の策定	→協会が作成された基本方針策定をお示し頂きたい →（共通）運営業務計画が確定する前に要員計画が示されているがその説明を頂きたい	・基本方針はAP3のP34～37になります。 ・別紙3に記載の業務内容や場所を考慮して要員計画案を作成しております。
(3) 関係マニュアルの策定	→スタッフ等の行動マニュアルの“スタッフ”は別紙3以外の要員数以外を誰を想定しているのか →行動マニュアル提出後の適宜協議における修正とはどのようなことを想定しているのか	・交通運営本部に配置される協会職員を想定しています。 ・教育訓練の実施を受けての修正を想定しています。
(4) 教育訓練の実施	→研修対象者84人は別紙1で何処の配置を指すのか、交代するスタッフも研修が必要ではないか →教育訓練の具体的な内容はどのようなメニューを想定しているのか① 研修メニュー、② 座学・実地の内訳はどのように想定しているか →2025年3月31日までに現地研修が可能なか	・別紙3のポスト数が28Pで、3交代を想定し84人としています。 ・公募要領の審査内容にもございますが、業務を遂行するにあたり必要なスタッフへの教育、指導方法]のなかでご提案ください。 ・可能と想定しています。

案件名称	2025年日本国際博覧会 来場者輸送に係る交通運営本部体制運営業務委託
------	-------------------------------------

2023年12月12日回答

質問項目	質問内容	回答内容
2. 桜島駅バスターミナルの運営 (1) 万博会期中の運営等	→桜島駅お客様案内、バス誘導員等スタッフが別に公募する予定なのか →万博期間中の運営の“運営”の具体的な業務はなにか →ダイヤ調整とダイヤ設定は異なる業務との認識だが、そのような認識でよいか そのような認識の場合、ダイヤ調整の業務について想定している内容を教えてください →運行ダイヤ等”の”等”は何を想定しているのか →本業務において、ハード整備は含まないものとの認識でよいか →運賃収受方法は具体的に想定しているのか、前提条件を示されたい(現金、I Cカード、Ma a s等決済の種別等) →運賃収受は往復共に桜島駅で収受でよいか →運賃収受の機材等は全て事業者が負担するのか →長期間の運賃収受機材等設置には建屋等の設置が考えられるが桜島駅シャトルバス乗降地内に設置可能か →バス事業者への運賃配分を行う際の実績については、だれがカウント及び集計を行うのか、当業務で実施する場合、人員をカウントする要員または機器によるカウントの場合はその設備費は加味されているのか →(共通)「連絡調整」は具体的にどのような行為を想定しているのか →(共通)別紙3に記載の人数はポスト数なのか? 想定根拠があればお示しください →(共通) 各箇所での警備員の人数はそれぞれ何名を想定しているのか	・すでに公募済です。 ・具体的な運営業務は、協会と連携して安全円滑な輸送(車両・来場者とも)を実現するべく、関係する事業者や受託者、警察等の関係先と適切に連絡、調整を行うこととなります。 ・運行ダイヤの策定は計画段階で実施し、万博会期中には桜島駅ターミナルの利用状況を踏まえた運行ダイヤの調整が必要と想定しています。 ・使用するバスや運行するバス事業者等を想定しています。 ・ハード整備は想定しておりません。 ・収受方法は、可搬式料金箱を想定しており、少なくとも交通系ICカード、現金は必須でお願いします。また、QRコード、クレジットカードが利用できることが望ましいと考えています。 ・受託者にて確認ください。 ・本業務に含めて下さい。 ・建屋の設置が必要であれば本業務に含めて事業費を算出ください。 ・本業務にバス事業者へ配分の検討が含まれています。カウント等に人員が必要であれば事業費に含めてください。 ・関係する事業者等への電話連絡、運行ダイヤの変更等の調整を想定しております。 ・記載の人数は延べ人数となります。その人数は別紙3に記載の業務内容や場所を考慮して算出しております。 ・警備員は別途公募済です。
2. 桜島駅バスターミナルの運営 (1) 万博会期中の運営等	(1)「運行ダイヤ等の調整及び運賃収受等、事業者等と連絡調整を行うもの」とありますが、運賃収受システム等の機材は、事業費で見込むのでしょうか? →来場者の流入ポイントは何か所の想定でしょうか? →料金収受ポスト数の想定はございますか? →通信環境を考えると、ポータブル機材の処理では限界があると想定されますが、過度な滞留を防ぐため、据え置き機材とした場合、建屋の設置は協会採択で、ご準備いただいた想定でしょうか? →通信環境、電源の詳細についてご教示ください。	・桜島駅シャトルバスの運賃収受システム等の機材は、事業費に含めてください。 ・2箇所を想定しております。 ・受託者にてご確認ください。 ・建屋の設置が必要であれば本業務に含めて事業費を算出ください。 ・通信設備は本業務にてご準備ください(交通本部を含む箇所には通信配管整備済)。電源はパソコン等のデスクワークに必要な容量を確保しております。
2. 桜島駅バスターミナルの運営 (1) 万博会期中の運営等	業務内容に料金の収受と示されているが、駅シャトルは事前予約による事前決済が基本運用と思われるが、当日飛び込み等の現金による収受を実施するというのでしょうか?	桜島駅シャトルバスは予約制の導入は想定しておらず、現地にICカードや現金等による料金収受を行います。QRコード、クレジットカードが利用できることが望ましいと考えています。
2. 桜島駅バスターミナルの運営 (1) 万博会期中の運営等	シャトルバス無予約者に対して、当日その場での万博アプリでの予約決済は可能か?	予約制の導入は想定しておりません。
ア. 運行ダイヤ等の調整	運行ダイヤの策定と届け出はバス運行事業者の業務範囲ではないのかと考えますが受託者の責任業務範囲について詳細について明示いただけますでしょうか。	桜島駅バスターミナルは複数のバス事業者による運行を想定しております。そのため、本業務にて運行ダイヤを策定した上で、協会がバス事業者に指定したダイヤでの運行を21条にて要請します。その後、バス事業者が届け出を行います。万博会期中に、想定外の利用等があった場合に運行ダイヤ等の調整が必要と考えています。
ウ. 運賃収受及びバス事業者への配分	① 受託事業者は運賃収受を行うのでしょうか。バス運行事業者が路線バスとして運行すると想定しておりますが、バス運行事業者が収受しないのでしょうか。 ② 収受手法について想定されている手法はあるのでしょうか。現金対応は行うのでしょうか。想定される人員は別紙3で示されている人員とは別に受託者が準備するのでしょうか。また、料金収受に関する設備費(料金収受システム費)については、今回の業務委託とは別と考えてよろしいでしょうか。	① 桜島駅バスターミナルは複数のバス事業者による運行を想定しており、協会が運賃収受を代行することを想定しております。 ② 収受方法は、可搬式料金箱を想定しており、現金対応も行います。人員は、別紙3とは別に受託者にてご準備ください。本業務にて、可搬式料金箱(料金収受システム含む)の手配をお願いします。
ウ. 運賃収受及びバス事業者への配分	(ウ) 運賃収受及びバス事業者への配分とありますが、バス事業者の想定社数が見積上必要ですので、現状想定として明記をお願いしますでしょうか。 また、システム等での運賃収受を提案する場合、決済手数料等を差し引いてバス事業者へ配分する想定ということでよろしいでしょうか?	バス事業者は6社を想定しております。 決済手数料等を差し引いてバス事業者へ配分する想定でかまいません。
(2) 運営業務計画等の策定	バス運転士の募集と斡旋、という表記となっていますが、本業務の責任範囲を改めてご教示いただく存じます。 ・募集行為を行い、希望者が少なかったり、条件が合わずお引き受けいただけない等により、必要人数に満たない場合、役務不履行となるのでしょうか? ・募集の際の提示条件にかかる費用面については、協会様が住居等の福利厚生や各社の営業補償等の必要な費用を本事業の予算外で別途検討され、本事業の受託事業者が募集プロセスの中で提示するのでしょうか?	目標は100名程度を目指していますが、必要人数に満たなくても役務不履行にはなりません。 ・本業務は、斡旋元のバス事業者の条件を確認し、桜島駅シャトルバスを運行する事業者に提示するまでとなります。
(2) 運営業務計画等の策定	バス運転士の募集については、募集に必要な経費(交通費、広告掲載費用等)は今回の事業費とは別で実費請求と考えてよろしいでしょうか。	募集に必要な経費は想定の上、応募金額に含めてください。
(2) 運営業務計画等の策定	→運転士斡旋の結果不足数に満たない場合は役務不履行ということになるのか、その場合ペナルティ等はあるのか →運転士確保の働きかけは、万博協会、国土交通省等からの協力があるのか →桜島駅シャトルバス運行に、① 必要な運転士数、② 不足運転士数について教えてください →斡旋するバス事業者を教えてください(質問に対して回答できない場合、どのタイミングでバス事業者をご提示いただけるのか) →斡旋の際の博覧会協会からの営業補償等費用負担の有無(ある場合は費用負担スキーム) →協会から費用負担がない場合は出向を受けるバス事業者共通の条件提示を協会が仲介するのか →運転士の福利厚生(住宅確保、通勤手段の確保、帰省休暇等)条件は想定しているのか、また費用は誰が負担するのか →斡旋するバス事業者は、運行事業者(=既に運行を要請している会社)と認識してよいか →11月30日付「一般貸切旅客自動車運送事業の臨時の営業区域設定に関する代行申請の意向調査について」臨時の営業区域設定に関する代行申請の意向調査の種別に桜島駅発着シャトルバスが含まれている、本業務との整合性が取れないが説明頂きたい →21条乗合運行の要請の主体が不明確(協会が主体の認識)	目標は100名程度を目指していますが、必要人数に満たなくても役務不履行にはなりません。 ・博覧会協会、国土交通省等の協力が必要であれば、ご提案ください。 ・別紙2に記載の通り、時間最大70便を想定しており、約180人の運転士が必要、100名以上の不足が生じると想定しています。 ・本業務の契約締結後に候補となるバス事業者をお伝えします。 ・本業務は、斡旋元のバス事業者の条件を確認し、桜島駅シャトルバスを運行する事業者に提示するまでとなります。営業補償負担を求められることも、前述の条件の一つと考えています。 ・運転手に関して、条件提示以降の各バス事業者との調整は博覧会協会にて行います。 ・(再掲) 本業務は、斡旋元のバス事業者の条件を確認し、桜島駅シャトルバスを運行する事業者に提示するまでとなります。 ・斡旋するバス事業者は、EV/バスにより万博輸送を行う意向のある事業者であり、今後、博覧会協会から道路運送法第21条に基づく運行依頼を予定している事業者です。 ・代行申請の意向調査について、本業務との関係性はありません。 ・博覧会協会からEVバスを所有するバス事業者に道路運送法第21条の要請を行う予定です。
(3) 関係マニュアルの策定	→スタッフ等の行動マニュアルの“スタッフ”は別紙3以外の要員数以外に誰を想定しているのか →行動マニュアル提出後の適宜協議における修正とはどのようなことを想定しているのか	・交通運営本部に配置される協会職員を想定しています。 ・教育訓練の実施を受けての修正を想定しています。
(4) 教育訓練の実施	→研修対象者12人は別紙1で何処の配置を指すのか、交代するスタッフも研修が必要ではないか →教育訓練の具体的な内容はどのようなメニューを想定しているか① 研修メニュー、② 座学・実地の内訳はどのように想定しているか →2025年3月31日までに現地研修が可能なか →実地の場合はバス等車両の借上げも必要では	・別紙3のポスト数が4Pで、3交代を想定し12人としています。 ・公募要領の審査内容にもご記載ありますが、業務を遂行するにあたり必要なスタッフへの教育、指導方法]のなかでご提案ください。 ・可能と想定しています。 ・必要であれば提案ください。
3. 鉄道・道路等の交通情報の取得、発信等 (1) 万博会期中のスタッフの確保	→鉄道・道路・船舶の運行情報の取得方法、その場合、前提条件を示されたい(情報の対象交通期間、種別、頻度、ツール、これに関わる費用負担等) →情報提供対象(媒体等)も受託事業者で確保する必要はあるのか →鉄道・道路・船舶事業者からの具体的な協力内容 →各事業者は運営本部に自社社員派遣を検討しているか →運営本部の備品、什器等の手配は協会で用意頂けるのか	・情報の対象交通機関、種別はAP3をご確認ください。頻度、ツールは受託者にてご判断ください。費用は本業務に含めてください。 ・必要があればご提案ください。 ・連絡窓口の確保を想定しております。 ・本業務により交通運営本部の体制が確定した時点で、各事業者に社員派遣を相談する予定です。 ・机、椅子は準備しますが、パソコンや通信設備は事業者にてご準備ください。

案件名称	2025年日本国際博覧会 来場者輸送に係る交通運営本部体制運営業務委託
------	-------------------------------------

2023年12月12日回答

質問項目	質問内容	回答内容
3. 鉄道・道路等の交通情報の取得、発信等（1）イ	博覧会協会運営本部とはなんでしょうか。 7. 3. (1)イ（仕様書別紙3-4では、博覧会協会運営本部（万博MaaS）と記載）	会場内の運営を行う本部になります。
(2) 基本計画の検討及び運営業務計画の策定	→協会が作成された基本方針策定をお示し頂きたい（AP3版では具体化されていない） →（共通）運営業務計画が確定する前に要員計画が示されているがその説明を頂きたい →基本計画、運営業務計画の策定にあたり、博覧会協会と受託者の業務区分をお示し頂きたい →夢洲第1・第2交通ターミナルの運営計画策定に必要なイベント計画、入退場方針についてお示し頂きたい（現時点無い場合は、いつ示されるのかをお示し頂きたい） →運営業務計画提出後の適宜協議における修正とはどのようなことを想定しているのか	・基本方針はAP3の資料集P18、19になります。 ・別紙3に記載の業務内容や場所を考慮して要員計画案を作成しております。 ・基本計画は協会と協議の上で策定していただきます。運営業務計画は受託者が策定した基本計画に基づき策定し、協会に提出いただきます。 ・万博会場の開場時間は9時～22時です。 ・ターミナルの運営を実践していくにあたっては、PDCAサイクルにより、適宜運営方法の改善等を行う必要があるため、その際の計画（P：プラン）の修正を想定しています。
(3) 関係マニュアルの策定	→スタッフ等の行動マニュアルの「スタッフ」は別紙3以外の要員数以外は誰を想定しているのか →行動マニュアル提出後の適宜協議における修正とはどのようなことを想定しているのか	・交通運営本部に配置される協会職員を想定しています。 ・教育訓練の実施を受けての修正を想定しています。
(4) 教育訓練の実施	→研修対象者14人は別紙1で何処の配置を指すのか、交代するスタッフも研修が必要ではないか →教育訓練の具体的な内容はどのようなメニューを想定しているか① 研修メニュー、② 座学・実地の内訳はどのように想定しているか →2025年3月31日までに現地研修が可能なか	・別紙3のポスト数が15Pで、3交代を想定し45人としています。 ・公募要領の審査内容にもございますが、業務を遂行するにあたり必要な「スタッフへの教育、指導方法」のなかでご提案ください。 ・可能と想定しています。
4. 警備誘導及び施設管理に係る運営業務計画等の策定 (1) 運営業務計画の策定	→「警備誘導計画」「施設管理計画」は開示いただけるのか、「連絡調整業務の運営計画」とはどのようなものを想定しているのか具体的なイメージを提示いただきたい →運営本部における博覧会協会と受託者役割の明確化（判断業務は委託業務外の認識） →運営業務計画は、各地で受託した警備業者と連携、調整等を協会が主導していただけるのか →運営業務計画提出後の適宜協議における修正とはどのようなことを想定しているのか	・別途発注業務にて警備誘導計画を策定しますので、開示いたします。運営業務計画は、交通運営本部にいる協会職員が警備誘導業務を担当する事業者との調整事項や留意すべき点をまとめたものを想定しております。 ・「1. 夢洲第1・第2交通ターミナルの運営」、「2. 桜島駅（スターミナルの運営）」は、協会が設置する交通運営本部の業務の一部であり、専門的な経験と知見を有する事業者に業務を委託するものです。このため、受託者の責任のもと業務を行っていただきます。ただし、バスの運行管理や来場者の警備誘導等、他の業務の責によるものはその限りではありません。なお、難しい判断を伴う場合には、博覧会協会と十分な協議調整を行ってください。 ・博覧会協会にて主導いたします。 ・運営方法の改善を行う場合や警備計画の変更等による修正を想定しております。
(2) 関係マニュアルの策定	→協会職員等の関係スタッフ配置は何名想定しているのか →教育訓練マニュアル提出後の適宜協議における修正とはどのようなことを想定しているのか	・協会職員は13Pを想定しております。 ・教育訓練の実施を受けての修正を想定しています。
仕様書 8. 委託費用の精算	受託者は、万博閉幕後速やかに、請求書を作成し、協会へ提出する。協会は、請求書の提出があったときは、提出日から30日以内に支払わなければならない。とあります。受託会社は、月々の支払いをせねばなりません。スタッフ人件費や交通費等、毎月精算は可能でしょうか？契約書に、「第33条 受注者は、業務の完了前に、既に業務を完了した部分（第30条第2項の規定により検査職員の検査に合格したものを、以下「既履行部分」という。）に相当する業務委託料相当額について、次項から第7項までに定めるところにより部分払を請求することができます」とあります。こちらが該当するのでしょうか。	毎月精算については、受託者から要請があれば検討します。
仕様書 別紙2	駅シャトルバス等の運行計画の中で、中長距離バスの時間最大の数量が示されていません。第一交通ターミナルの仕様にもかかわってまいりますので、今回の仕様書における条件をお示しください。	ピーク時は約2割であり、1時間あたり25便を想定しています。今後、事業者に対して意向調査を実施します。
仕様書 別紙3	早番7:00～、遅番～24:00とありますが、人材確保はほかの事業でも課題となっており、通勤圏内に限定したスタッフ確保は難しいことを想定しています。ついては、下記についてご教示ください。 ・会期中の公共交通機関の早朝・深夜ダイヤの想定をご教示ください ・公共交通機関で通えないスタッフを想定した、補足手段について追加でご教示ください。 宿泊費用が想定される場合、今回の提案に含めるのか、別途提案か レンタカーを想定する場合、費用を今回の費用に含めるのか、交通本部周辺に駐車場は確保できるか その他手段（協会が運行するスタッフバス等）の想定があり、補足手段の想定は不要か 現状のバス不足問題、スタッフの安全面（特に女性スタッフ）を考えると無理があるように想定しましたので、質問いたしました。	・現在のOsakaMetro中央線の運行ダイヤは、5時台～24時台の運行であり、同様の時間帯と想定されます。 ・公共交通機関で通えないスタッフの補足手段については、事業者にてご検討ください。 宿泊費用やレンタカー費用が必要な場合は、今回の提案に含んでください。 ただし、交通本部周辺には駐車場はございません。
仕様書 別紙4-2	今回提示いただきました夢洲交通第2ターミナルの図面ですが、先日発表されたアクションプラン第3版の図面と異なっています。第3版の図面を採用すればよろしいでしょうか？	第3版の図面を採用ください。
提供資料（仕様書）	3-5仕様書 別紙4とファイルはなっているが、資料のジャンルは「4-1」となっております。 「4-2」以降の資料があるのでしょうか？	別紙4のファイルは、3枚ございます。 なお、仕様書上で桜島駅（スターミナル形状を示す別紙5については正しくは別紙4-3となるため、こちらをご参照ください。
		以下、余白